

はつかいち文化ホール広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団(以下「財団」という。)が、インターネット上に公開しているはつかいち文化ホールのホームページおよび発行する情報紙・チラシ等(以下「ホームページ等」という。)に掲載する広告について必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的考え方)

第2条 ホームページ等に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用度と信頼性を持てるものでなければならない。

(業種等による制限)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びこれに類似する業種
ただし、公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団理事長(以下「理事長」という。)が認めたものは除く。
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (3) 社会問題を起こしている業種又は事業者

(その他の制限)

第4条 広告の内容が次の各号に該当するものは掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又はその疑いのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はその疑いのあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 人権侵害、差別又は名誉棄損となるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- (7) 投機心、射幸心をあおるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (9) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に定める暴力団に関するもの
- (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 個人・団体の意見広告及び名刺広告
- (13) 社会問題についての主義主張や係争中に関するもの
- (14) 国内世論が大きく分かれているもの

(15) その他掲載する広告として適当でないと理事長が判断するもの

(個別の基準)

第5条 この基準に規定するもののほか、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途定めるものとする。

(取扱事務)

第6条 事務は、はつかいち文化ホール（以下「文化ホール」という。）で処理する。

2 理事長は、広告の取扱いを広告代理業者に委託することができる。

3 理事長は、前項の規定により業務委託した広告代理業者に、取り扱った広告掲載料に応じ、委託料を支払うものとする。

(掲載規格及び掲載料)

第7条 広告掲載を行なう発行物等、掲載規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

(掲載の位置及び範囲)

第8条 広告の掲載位置及び範囲は、理事長が指定及び決定する。

(掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、はつかいち文化ホール広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に広告案を添えて、広告掲載を希望する前月の20日までに、はつかいち文化ホールに提出するものとする。

(掲載の決定)

第10条 理事長は、前条第1項に定める申込みが募集数を超えるときは、前項の広告掲載決定を行う前に財団及び広告掲載希望者との間で調整することとする。

2 広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する日までに掲載しようとする広告原稿を提出するものとする。

3 版下原稿の作成に要する経費は広告主の負担とする。

(掲載料の納付)

第11条 広告主は、情報紙への掲載が完了後、30日以内に掲載料を全額納付するものとする。

2 複数回の掲載については、第9条に定めた掲載料を一括して支払うことができる。

(掲載料の返還特例)

第12条 理事長は自然災害等、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。（掲載の取消し及び変更）

第13条 広告掲載の決定後における広告主の都合による広告掲載の取消しは、これを認めない。ただし、やむを得ない理由により、取消し又は変更をした場合は、紙面の刷り直しその他の当該取消し又は変更により生じたすべての費用を広告主が負担する。

(広告主の責任)

第14条 広告主は、掲載した広告内容について一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告主は、第10条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載の取消し)

第15条 理事長は、広告媒体の編集、発行等上の支障があるとき、指定する期日までに原稿が提出されなかったとき、又は広告掲載料を納付されなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

附 則

この基準は、平成23年2月1日から運用する。

令和元年9月1日一部改正

(料金表)

種類	掲載位置	広告料	サイズ	部数・アクセス数
情報誌 「さくらびあ物語」 (A4 見開き 8 頁 フルカラー)	最終面	12,000 円/月	1 枠 縦 4.3cm × 横 9.2cm	15,000 部/月
	中面	10,000 円/月 (12 か月継続 100,000 円)		
ホームページ	トップページ 及び下層ページ	5,000 円/月	横 218 ピクセル × 縦 60 ピクセル (容量 5 KB 以下)	約 7,000 アクセス/月

※広告は ai データ、GIF、JPEG のデータでご提出ください。

※上記金額は広告掲載料で、データを作成する場合は別途制作料がかかります。

ホームページバナー 3,000 円

情報誌広告 2,000 円

はつかいち文化ホール広告掲載申込書

（あて先）公益財団法人廿日市市芸術文化振興事業団理事長

次のとおり広告を掲載したいので、はつかいち文化ホール有料広告掲載基準により申し込みます。

申 込 者	所在地		〒
	ふりがな 商号又は名称		
	代 表 者	役職名	
		ふりがな 氏名	
	業種(会社概要等)		
	ご 担 当 者	部署名	
		氏名(ふりがな)	
		電話番号	
		FAX 番号	
		メールアドレス	
請求先宛名			
掲 載 媒 体		・情報誌 最終面 () 枠 中面 () 枠 ・HP	
掲載希望期間		年 月 から 年 月まで () カ月	
そ の 他		はつかいち文化ホール広告掲載基準を順守します。	